		(二)		(三)	(四)
ものである ことの認定 を受けたも のに限る。） を有する建 築物		令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物		防火設備を有する建築物	換気設備を有する建築物
定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）	第一項の表三及び表四並びに前項の表二に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる図書（前項の表二の(三)項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	（略）	第一項の表四の(四)項、(七)項、(二十四)項及び(二十五)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄に掲げる図書及び前項の表二の(四)項の(ろ)欄に掲げる図書
		前項の表一に掲げる図書（改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	（略）	（略）	
		第一項の表一の(ろ)項に掲げる図書のうち二面以上の立面図	（略）		
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造			

		(二)		(三)	(四)
ものである ことの認定 を受けたも のに限る。） を有する建 築物		令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物		防火設備を有する建築物	換気設備を有する建築物
定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）	第一項の表三及び表四並びに前項の表二に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる図書（前項の表二の(三)項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	（略）	第一項の表四の(四)項、(七)項、(二十一)項及び(二十二)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(五)項の(ろ)欄に掲げる図書及び前項の表二の(四)項の(ろ)欄に掲げる図書
		前項の表一に掲げる図書（改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	（略）	（略）	
		第一項の表一の(ろ)項に掲げる図書のうち二面以上の立面図	（略）		
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、開口部、外壁及び軒裏の構造）			
物及び準耐火建築物以外のものについては、開口部、外壁及び軒裏の構造）					